別表第二の三第二号の二㈱を同号㈲とし、同号㈱(ii)中「手工具用」を「卑金属製の手道具及び手工具並びに手工具用」に改め、同号㈱を同号㈱とし、同号㈱中「及びジルコニウム」を「、ジルコニウム及びレニウム」に改め、同号㈱を同号㈱とし、同号中㉟を㊱とし、㉞から㉟までとし、同号㉙(ii)を次のように改める。

(ii)　鉄鋼製の管及び中空の形材

別表第二の三第二号の二㉙中(iii)を削り、(iv)を(iii)とし、(v)から(xiii)までを(iv)から(xii)までとし、同号㉙を同号㉚とし、同号中㉘を㉙とし、(3)から㉗までを(4)から㉘までとし、同号(2)の次に次のように加える。

(3)　無機化学品並びに貴金属及びその無機又は有機の化合物のうち、次に掲げるもの

(i)　水素、窒素、けい素、りん及び砒素

(ii)　塩化水素、クロロ硫酸及び無機非金属酸化物

(iii)　二硫化炭素

(iv)　無水アンモニア、アンモニア水、水酸化ナトリウム、水酸化アルミニウム、クロムの酸化物、クロムの水酸化物及び二酸化マンガン並びにヒドラジン及びヒドロキシルアミン並びにこれらの無機塩

(v)　無機酸の金属塩及び金属ペルオキシ塩

(vi)　コロイド状貴金属、銀化合物、金化合物及び過酸化水素

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から起算して七日を経過した日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　新藤　義孝

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年四月十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

政令第百六十六号

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律（令和五年法律第五十六号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律の施行期日は、令和六年六月十日とする。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正
総務大臣　松本　剛明
法務大臣　小泉　龍司
防衛大臣　木原　稔

省　令

○経済産業省令第三十四号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第一条第二項、第二条第一項及び別表第二の三第二号の二の規定に基づき、輸出貿易管理規則及び輸出貿易管理令別表第二の三の規定に基づき貨物を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年四月十日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　新藤　義孝

輸出貿易管理規則及び輸出貿易管理令別表第二の三の規定に基づき貨物を定める省令の一部を改正する省令

第一条　輸出貿易管理規則（昭和二十四年通商産業省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二号及び第三号中「第一号の七」を「第一号の八」に改める。

「別表第一の二及び別表第一の三の二中　第２条第１項〈第１号の３／第１号の４／第１号の５／第１号の６／第１号の７〉の規定により　」を「第２条第１項第１号の　の規定により」に改める。

第二条　輸出貿易管理令別表第二の三の規定に基づき貨物を定める省令（令和四年経済産業省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第一条～第八十九条　［略］	**第一条～第八十九条**　［略］
第九十条　輸出令別表第二の三第二号の二(2)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一　関税率表第二七・〇一項、第二七・〇二項、第二七・〇三項及び第二七・〇四項に該当するもの 二　関税率表第二七〇七・三〇号に該当するもの 三　関税率表第二七〇八・二〇号に該当するもの 四　関税率表第二七一〇・一九号に該当するもの 五　関税率表第二七・一二項（第二七一二・二〇号を除く。）に該当するもの 六　関税率表第二七・一五項に該当するもの	［新設］